

学校いじめ防止基本方針

清川村立緑中学校

清川村立緑中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、また、自他へのいじめを認識しながら放置したり無関心でいることのないよう、いじめが心身に及ぼす影響や問題に対する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等に向けて対策を行います。

<いじめの定義>

「『いじめ』とは、生徒に対して、該当生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) いじめ防止に関する基本的姿勢

- ①学校教育目標に掲げる「誠・朗・韌」の三文字は、「誠実に学び、高い志をもった生徒」「共に支え合い、清らかで人間性豊かな生徒」「未来を切り拓く、しなやかでたくましい心と体」を育てることを表しています。日々の全ての教育活動において、目標に迫るべく全人教育の構築と実践に当たります。
- ②教職員は自己概念を高く持ち、かけがえのない一人一人の「命の存在」について確かな理解をもって教育に従事します。言い換えれば、学校体制如何で『いじめ』はいつでも起こると仮定し、学級経営や部活動経営等、全ての教育の場面で生徒が自分を卑下する環境を作らない、若しくはその環境に在ることを察知する感性と修正する力を養います。
- ③生徒には、人間形成に欠かせない失敗体験の重要性の大切さと尊重する心を生活場面で具体的に気づき、体験することを支援します。そして、いじめのない誰もが安心して生活できる学校風土を生徒の自治活動を中心に守り抜きます。
- ④子どもの問題は大人の問題と捉え、学校と家庭とが連携を密にし保護者面談や学級懇談会等で予防や対策を充実させます。

2 いじめの防止等に関する内容

生徒にとって、安心安全な学校とは、校舎内外の安全以上に学級や部活動、委員会活動等、自分が身を置く場所が自分にとってどのような状態にあるかが重要な基準となります。その中で、自分の存在や立ち位置に不安感を抱くと、被害者にも加害者にもなりうる思春期特有の構図が浮かび上がってきます。

本校では、学校の基本姿勢について認識を一に生徒の発達段階も踏まえ、具体的な対策を講じます。人格形成による自己肯定感、様々な体験による自己有用感のバランスをとり、どの生徒にとっても将来、「母校」と胸を張って言える緑中学校の在り方を実現させます。

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- ②全ての教育活動は元より、特に学級経営において担任の公平で澄んだ目を生徒に向けるとともに、差別的な言動についての丁寧な指導（子どもの考えを引き出す）をします。
- ③生徒会や学級でいじめ防止のための宣言文等を制定し、全校生徒で取り組む行事や活動することの支援をします。
- ④生徒の自治活動として、いじめ防止のための活動を活性化し、意識の高揚を図ります。
- ⑤教育相談はいつでも、どこでも、誰とでも行えるものとし、心の交流を図ります。
- ⑥「**緑中学校いじめ防止基本方針**」について、各家庭と地域の方々への理解と協力をお願いし信頼関係の構築を図ります。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ①「朝の会」での出席確認や健康観察を入念に行い、生徒の異変を見逃しません。
- ②担任や教科担任が異変に気づいたら、観察や対話を多くとり相談につなげます。
- ③人権アンケート調査を毎月実施します。
- ④教育相談は年4回設定している相談週間だけに頼らず、随時行います。
- ⑤個人面談は、生徒・保護者・担任による三者面談に加え、必要に応じて保護者・担任による二者面談を実施します。
- ⑥スクールカウンセラーは相談業務に終始することなく、生徒の活動場면을積極的に観察し、見立てに力を入れます。
- ⑦本件に関する教職員個々の感性を磨く校内研修を定期的に行い、教職員の資質向上を図ります。
※得た情報は「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ①いじめを受けた生徒の心のサポートを最優先させると同時に、いじめをした生徒の心の闇を緩和する手立て（親のカウンセリング、当該生徒の間違いを認め修正するチャンス）を講じ、いじめの再発や加害・被害の逆転現象を防止します。
- ②教職員は、情報（見た事、聞いた事、感じた事）をやり過ごすことなく些細な事でも皆で共有し、解決の糸口とします。
- ③カウンセラーは元より、教職員からの過度な励ましや同調を慎み、受容と共感的理解に努めます。
- ④いじめの発覚により、当該生徒への両保護者の役割や接し方を確認し、生徒を無駄に刺激する等、二次被害への発展を防ぎます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込みについては、日頃から情報収集を心がけ、発見に努めます。発見後は被害の拡大を避けるため、直ちに対応します。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり情報を削除したりできるようになっているので、警察等関係諸機関に相談すると同時にプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置をとります。

②生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図ります。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に1回開催します。(6、12、3月)

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、教務主任、教育相談担当、養護教諭、担任(スクールカウンセラー)

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

①学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を的確に執り行い、未然防止に努めます。

②いじめの相談・通報の窓口となります。

③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録をし、校内での迅速な共有に努めます。関係生徒へは直ちに事実関係を確認し、指導や支援体制、保護者との連携等の対応方針を決定します。

④教職員の個人的な負担を避け、相互の心身の健康について確認する場とします。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間(年間30日)学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、清川村教育委員会と協議の上、「いじめ問題対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、教務主任、教育相談担当、養護教諭、担任、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査は、適切な形態(聴き取り・質問紙)で行います。

②調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供と説明をします。

③清川村教育委員会へ調査結果を報告します。

④調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出します。

⑤事態発生後の全生徒の心のケアも含め、教育環境復帰を教育委員会の指導の下、保護者や各関係機関の協力を得て迅速に進めます。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価項目にある次の2点を見直し、適正に自校の取組みを評価します。

- ①いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組みに関すること